

今月の相談事例（1月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3
三浦労務経営事務所
社会保険労務士 三浦 茂
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

今月の20日付けで会社を辞める者がいるのですが、本人は現在通院中のため、「21日からは健康保険を使うことができなくなるのか？」と聞かれました。今月一杯だけでも保険証を使うことはできないのでしょうか？（引き続き、社会保険が適用された事業所に勤める予定はないようです。）

【アドバイス】

21日以降は、今までの保険証は使用できなくなりますので、退職時に、被扶養者の保険証も合わせて回収してください。

退職後の健康保険は状況によって下記の3つのうちどれかの被保険者になる必要があります。また、国民健康保険以外は加入条件があるので注意が必要です。

1. 国民健康保険被保険者
2. 任意継続被保険者
3. 家族の健康保険の被扶養被保険者

◇国民健康保険に加入する場合◇

■注意点■

1. 社会保険喪失日以降に「身分証」「印鑑」「退職日が確認できる書類」を持って、市区町村役場で手続きをする。

◇任意継続する場合◇

■加入条件■

1. 資格喪失する保険証の社会保険加入期間が2か月以上ある。
2. 資格喪失日から20日以内に手続きを行う。これを過ぎると、どんな理由があっても加入できない。

■注意点■

1. 資格喪失日から20日以内に、本人が、年金事務所で「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出する。
2. 被扶養者がいる場合は「健康保険被扶養者届」を提出する。
3. 保険料を全額本人がその月の10日まで納付する。（前納制度有、月額28,000円程）
4. 任意継続の保険料と国保税とを比べて安い方を選択する。
（国保税は、市町村役場の国保年金課で、本人が聞く。）

◇被扶養者になる場合◇

■加入条件■

●範囲●

1. 被保険者の直系親族、配偶者、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人。
2. 被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の者
3. 被保険者の3親等以内の親族
4. 被保険者と事実上婚姻関係と同様の事情にある人の父母および子

●収入●

【被保険者と同居している場合】

年収が130万円未満であり、（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）被保険者の年収より低い。

【被保険者と同居していない場合】※失業給付金も収入とみなされます。

年収が130万円未満であり、（60歳以上または障害者の場合は180万円未満）被保険者からの援助額より低い。

任意継続をする場合や家族の被扶養者になる場合（被扶養配偶者になる場合は除く）でも、「国民年金」への切り替えの手続きは必要になります。「退職日のわかるもの」「年金手帳」（扶養配偶者ありの場合は配偶者分も）をもって市区町村役場にて本人が手続きを行って下さい。また、雇用保険の資格喪失届を市町村住民税課に提出すると住民税の免税が受けられることもあります。（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）